

ID: 95

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給権の喪失		
例規名 根拠条項	村田町すこやか出生祝金支給条例 第8条		
例規番号	平成28年条例第6号		
【基準】 第8条の規定による。 (受給権の喪失) 第8条 受給資格者又は支給対象児が、次の各号のいずれかに該当した場合には、受給資格を喪失する。 (1) 町内に住所を有しなくなったとき。 (2) 偽りその他不正な手段により第5条の申請がなされたときと町長が認めるとき。 (3) その他町長が支給できないと認めたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日